

令和3年度（2021年度）

第3回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2021年11月18日（木）午後2時開会
場 所：本庁舎13階（塔屋）環境生活部1号会議室（オンライン開催）

1. 開 会

○事務局（高橋課長補佐） 本日まで出席の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から、令和3年度第3回北海道環境審議会自然環境部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます環境生活部環境局自然環境課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン開催とさせていただきます。

委員総数12名のうち、過半数の7名のご出席をいただいていることから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、牧野委員、児矢野委員におかれましては、ご都合により、本日欠席となりましたので、ご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（高橋課長補佐） それでは、開会に当たりまして、自然環境担当局長の高橋より、ご挨拶を申し上げます。

○高橋自然環境担当局長 自然環境担当局長の高橋でございます。

本日は、吉中部会長様をはじめ、委員の皆様には、大変お忙しいところ、第3回北海道環境審議会の自然環境部会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から道の自然環境行政の推進に特段のご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

さて、前回の10月18日の自然環境部会におきましては、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画をはじめとするアザラシ、ヒグマ、エゾシカに関する各管理計画につきまして、その計画の素案の案を事務局よりご説明を申し上げ、皆様から検討事項やご意見をいただくなどし、長時間にわたり、ご熱心なご審議をいただいたところでございます。

ご審議いただいておりますこれらの計画につきましては、本道の野生鳥獣の保護管理に係る取組を着実に推進いたしますため、大変重要な役割を担うものでございまして、道では、現在、各計画の年度内の策定を目指して作業を進めているところでございます。

本日は、前回ご説明をさせていただきました4本の計画につきまして、皆様からいただきましたご意見なども踏まえて修正を加えたものを素案の修正案として本日お示しさせていただきますので、その内容についてご審議をお願いいたしたいと考えております。

皆様には、限られたお時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

以上、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（高橋課長補佐） 最初に、事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、会議次第に記載しております資料1から4までございます。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

本日は、17時までの開催予定とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○事務局（高橋課長補佐） それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中部会長 吉中でございます。皆様、こんにちは。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、早速議事を進行させていただきたいと思っております。

今、ご説明があったとおり、議事次第に議事として四つ挙げられております。

第13次鳥獣保護管理事業計画、アザラシ管理計画、ヒグマ管理計画、エゾシカ管理計画、それぞれ前回からの継続審議でございますけれども、もし可能であれば、今日は答申という形にさせていただきたいと思っておりますので、ご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

前回、ちょうど1か月前の際に、素案をご説明いただいて、その後、当日から1週間ほどだったでしょうか、もしお気づきの点がありましたら、何でもお知らせくださいというお願いをしておりましたけれども、事務局からは、特に委員の先生方から追加の意見等はなかったと聞いております。

本日は、前回の議論を踏まえ、事務局において作成された計画素案を修正した素案の修正案について説明していただき、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 野生鳥獣担当の課長補佐の武田でございます。

私から、第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について説明いたします。

時間も限られますことから、主に資料1-1で前回ご指摘いただいた内容とその修正案を説明し、必要に応じて資料1-2で鳥獣保護管理事業計画の素案の修正案を参照する形で進めていきたいと思っております。

まず、資料1-1をご覧ください。

1番目の白木委員からの指摘事項です。

希少鳥獣等の保護調査に関してですが、道独自の取組ができないものかというご意見がありました。確かに、見出しが希少鳥獣等の保護調査という表題でありながら、種の保存法の国内希少野生動植物種だけに特化したように取れる記載になっておりましたので、実際に植物ではありますが、道の多様性保全条例に指定した希少種の調査も行っていることありまして、幅広に対応できるような記載に改めさせていただきました。

本文中では、32ページの下にある7番の希少鳥獣等保護調査で、下線部を引いているところが修正点です。

次に、早稲田委員からの指摘事項です。

職員の研修計画についてです。必要に応じて開催とあるが、人材育成が重要な中で、この記述では弱いのではないかというご意見でした。

これは、本文の資料1-2の34ページをご覧ください。

(4) 研修計画という表がありまして、この一番右側の備考欄に必要に応じて開催というものがございました。これは、必要がなければ開催しないのではないかと捉えられかねないので、ここを削除しまして、開催回数を年1回としていたところを実情に合わせて年1回以上としております。このような書き方に改めさせていただきます。

最後になりますが、3番目です。

これは委員からのご指摘ではありませんが、新しく令和2年度の農業被害額の統計ができましたので、書き改めさせていただきます。

なお、前回の審議の後、鳥獣保護区等の指定計画の精査の結果、箇所数や面積に若干の変化があります。それについての説明は省略させていただきます。

なお、資料1-1の一番下の今後のスケジュールですが、本日の議題としております他の計画も同様ですけれども、今回の自然環境部会で答申をいただきましたら、その後、パブリックコメントを経て、年度内の策定、公表を予定しているところです。

私からの説明は以上です。

○吉中部会長 ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、今、ご説明をいただきました修正案、資料1-1、資料1-2につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

今後のスケジュール等のご説明もありましたけれども、それも含めて、何かご不明の点等がありましたらお願いいたします。

○猿子専門委員 41億円まで減少したとなっているのですけれども、この補填みたいなものはこの中のどこかにあるのですか。

○事務局（武田課長補佐） 農業被害の補填という意味でしょうか。

○猿子専門委員 そういうことです。

○事務局（武田課長補佐） ここでは、あくまでも農業被害額だけに触れていますけれども、この計画に書かれている以外のこととなりますが、例えば、作物によっては、共済制度に加盟していれば補填がありますし、そうでない場合も被害の大きさによっては営農支

援とか、農政部関係の仕事になりますけれども、様々な制度は用意されているところです。

ただ、全てにおいて完全に補償されるという性質のものではないかもしれません。

○猿子専門委員 分かりました。ありがとうございます。

例えば、芋だったらこうだとか、ビートだったらこうだとか、作物別の被害の内訳みたいなものはあるのですか。

○事務局（武田課長補佐） 被害の内訳は当部で調べておりまして、ホームページ等でも作物別の被害額とか年時変動が分かるように公表しております。

○猿子専門委員 例えば、この鳥だったらこれぐらいとか、そういうものもあるのですか。

○事務局（武田課長補佐） 主な被害だけしか表示していません。ですから、エゾシカとか、ヒグマとか、キツネとか、被害の大きなものはありますけれども、鳥類ですと、カラスでしたら被害額が大きいので分かりますけれども、それ以外の細かな被害までは明らかになっていません。

○猿子専門委員 要するに、ガセの数字ではないのかということ根拠を問われたり、個別に詳しくPRしたほうがいいのではないかなと言われそうな気がするので、その辺を聞いてみました。ありがとうございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

例えば、エゾシカについては、エゾシカの管理計画のところ、また議論があると思いますが、少し詳しい農業被害の表などもついておりますので、またそのときにご参照いただければと思います。

その他はよろしいでしょうか。

この形で、今回お示しいただいた修正案のとおり答申させていただくということで、ご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画につきましては、今日の議論はここまでとさせていただいて、今回提案のあった修正案のとおり、特に審議会としては意見を付すことなく答申させていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

引き続きまして、議事（2）北海道アザラシ管理計画（第3期）の策定についてに移りたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（山中主幹） 自然環境課で動物管理の主幹をしております山中と申します。

私から、資料2-1、資料2-2に沿いまして、アザラシ管理計画の修正についてご説明させていただきます。

まず、資料2-1でございますが、最初に修正前のものを読み上げます。これはゼニガタアザラシに関する記載で、ゼニガタアザラシは希少種ということで、国の管理計画に基づいて管理されています。そこの記載についてですが、策定当初、計画期間を3か年とさ

れていたが、期間内の漁業不振等により、計画の評価を行うことが困難な状況となったことから、計画期間が1年延長され、令和2年3月、計画（第2期）が策定され、対策が継続という記載でございましたが、これに対しまして、記載箇所・内容のところになります。部会長と大原委員から、期間内の漁業不振等により、計画の評価を行うことが困難な状況になったと記載されているのですが、漁業不振と評価が困難になった状況について関連が分かりにくいというご指摘をいただきました。こちらは国の計画でございますので、北海道環境事務所と協議の上、修正後の部分のように修正をしたいと考えております。

読み上げさせていただきますが、策定当初、計画期間を3か年とされていたが、計画期間中にサケ定置網漁業の極端な不振が続き、これは平成28年、平成29年でございます。計画策定前の漁業被害との比較による被害防除対策の効果検証などが困難であり、計画の評価が不十分との判断から1年延長された、こういった記載に修正したいと考えてございます。

該当部分でございますが、こちらは資料2-2の3ページになります。

3ページの1. 1. 2ゼニガタアザラシの部分で線を引いているところでございますが、こちらは先ほど読み上げたとおりの修正したいと考えてございます。

早い説明でございますが、以上でございます。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

前回ご議論いただいた案から1か所、分かりやすく書き直していただいたところがございました。

そのほか、この修正案につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

前回の案から変更されたのは、今、ご説明をいただいた箇所のみということでしょうか。

○事務局（山中主幹） そうです。

○吉中部会長 ほかに、前回以降、お気づきになった点などはありませんか。

○猿子専門委員 今年も定置網漁は不振なのですか。

○事務局（山中主幹） サケ定置網ですけれども、今年も不漁と聞いてございます。結果が出ていないのですが、実際にサケがあまり来ていないことにプラスして、海流の関係でいろいろなことが起きているようでございまして、定置は大分不漁と聞いております。

○吉中部会長 そのほか、いかがでしょうか。

こちらこのまま、今お示しいただいた修正案どおり、適当であるということで、特に留意事項や附帯意見をつけることなく答申するというものでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

それでは、北海道アザラシ管理計画（第3期）につきまして、諮問のとおり、附帯事項をつけずに答申するというもので進めさせていただきたいと思っております。

ご審議、どうもありがとうございます。

続きまして、議事（３）北海道ヒグマ管理計画（第２期）の策定についてに移りたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 事務局の武田です。

先ほどと同じように、資料３－１で前回お示ししたもののからの修正について説明し、必要に応じて、資料３－２の計画の素案（修正案）を参照することとします。

なお、先の自然環境部会では、皆様からの修正意見等はございませんでしたが、その翌日に、ヒグマ専門家等の方々から構成される北海道ヒグマ保護管理検討会を開催しました。そこでも大きな変更はございませんでしたが、幾つか修正意見をいただいたところです。

また、この計画は、各市町村からの関心が非常に高いことから、通常でしたら、パブリックコメントと同時に予定しております各関係機関への意見照会に先立って、市町村にご意見をお聞きしておりました。今回、それらも併せてお示しした修正案を作成しています。

まず、資料３－１の１番目です。

ここでは、順応的管理という言葉の定義について市町村から意見がございまして、特に重要な概念なので、説明が必要とのことで、この説明について記載を書き加えております。

本編で言いますと、本編２ページの下の方に米印で示しているところです。今、画面でも共有されました。

次に、２番目です。

これは人身事故に関してです。市町村からのご意見で、昨今の事故の傾向を説明すべきとの意見を踏まえて、このように、「また、近年は山菜キノコ採りに伴う事故割合が高くなるなど、傾向に変化が見られる」ということを書き加えて、さらに事故件数を最新のものに置き換えております。これは本編で言いますと、６ページ目の下半分の②人身被害のところ。今、画面でも共有されております。

次に移りまして、３番目の農業被害です。

これは、先ほどの鳥獣保護管理事業計画と同様に、令和２年度分の数値がまとまったので、それに置き換えています。本編で言うと、６ページから７ページ目にかけてです。数値をそれぞれ置き換えております。今までよりも農業被害額が大きくなっております。

そして、指摘事項の４番と５番も農業被害額に係る数値の置き直しですので、ここは説明を割愛します。

次に、６番目です。

これも市町村からの意見で、問題個体の個体数の分析には、市町村からの目撃情報を使っておりますので、その市町村からの情報であるということを明記すべきだということで、書きぶりを改めております。本編で言いますと、１０ページです。１０ページの②人里への出没関係のところ。ちょうど真ん中あたりの②人里への出没、農業被害減少指標です。

次に、7番目です。

これは、数の調整についての意見で、市町村からのご意見です。

個体数調整の検討を早期に行うべきとの意見でありまして、もとより早期に行うという考えでありましたから、書きぶりを修正し、検討を早期に開始するとしております。これも、先ほどと同じ10ページの下3分の1ぐらいの2数の調整に関する事項の一番最後の行に早期に開始するということで下線を引いております。

次に移りまして、8番と、飛んで11番目です。

この両方が関係するのですが、これはゾーニングについての考え方の整理で、ヒグマ保護管理検討会と、市町村からのご意見があったところです。従来、市街地での対応の中で、ゾーニングの考えによる捕獲の判断という記述をしていたところ、ゾーニングの考え方は市街地だけではなくて、もっと上位の市街地や森林、全てを含めた区域に係るような記述がふさわしいということで、書いてある場所を改めたものです。本編で言うと、11ページになります。11ページの上のほうの(1)の2段落目の「また、」のところにあります。これは、もともと14ページの市街地等出没時緊急対応判断の中にあつたものを11ページに移動させ、様々な地域全般にかかるように書きぶりを工夫したものです。

次に、9番目になります。

9番目は、情報周知の方法について、市町村からご意見をいただいたものです。より具体的な表現としております。本編で言うところは、11ページの真ん中少し下の(イ)のところですか。(イ)市街地・人里への出没対策のところの下線部を付して書き加えております。

次に、10番目になります。

これは文言の整理です。本編では13ページになります。13ページの表の中なので見づらいのですが、表の2番目の右側の欄の森林地帯、ここで、もともとの記載が、必要に応じ、対象個体の排除となっていたのですけれども、排除する上では、確実な排除が必要だろうということで、対象個体の確実な排除としてございます。

そして、12番目と14番目ですが、これは、先ほど紹介しました6番と同じで、市町村の果たす役割についてより明確にしたものです。これは、本文の説明は省略します。

次に、13番目は、道庁内の関係部局との連携についてと振興局の役割についての記述の追加で、これはヒグマ保護管理検討会の意見に基づく修正です。庁内関係機関部局との連携と振興局の果たす役割をより明確にしたほうが良いということで、これは本編では19ページになります。(3)各主体に期待される役割と連携で、アの北海道のところは庁内関係部局についての連携、それから、振興局の役割については米印で示しているのですが、このページの一番上の地域連絡協議会で、振興局がコーディネーター役となって、地域の関係機関の連携強化を促進するという記述があり、その再掲になりますので、このような記述の整理にしております。

次に、15番目は、各地域で策定する管理計画との関係です。

もともと知床半島ヒグマ管理計画について触れていたのですが、札幌市の計画や今後、地域ごとの計画が策定されることも考慮して、このような記述にしております。また、連携して推進する旨の記述も追加しております。

そして、16番目は、錯誤捕獲の防止についてです。

これは前回の自然環境部会でもこれに関係するご意見があったところで、ヒグマ保護管理検討会でも意見がございましたので、それを踏まえて、エゾシカの捕獲の目的などのわなの設置によるヒグマの錯誤捕獲についての注意をより詳細に書いているところです。本文では、21ページの一番上の方の4錯誤捕獲の防止のところに該当します。

最後に、17番目の捕獲資源の有効活用です。

ここは、従来、狩猟資源としていたところですが、ヒグマ保護管理検討会の中で、資源として活用するのは、狩猟による捕獲個体だけではなく、許可捕獲個体においても同様に考えるべきなので、修正すべきというご意見がありまして、このように修正しているところです。

今後のスケジュールについては、ほかの計画と同様です。

説明は以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

ヒグマ管理計画（第2期）の修正案についてご説明いただきました。

これにつきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

前回の部会開催の翌日に、ヒグマの専門家による検討もなされまして、その意見も踏まえて修正が成されたということです。

特にございませんでしょうか。

○早稲田専門委員 資料3-1の8番の項目についてです。ゾーニングについての指摘が書いてありまして、私もヒグマの保護管理検討会に出ているのですが、市町村からの意見を見ると、このゾーニング管理について、地域の実施計画の中で個別にゾーニングを進めていくことが最適と考えるという意見が出されております。

それに対する修正として一つ気になったのは、修正案として書かれている文章を読むと、冒頭の「出沒時対応にあたる市町村等は」からわっと書かれておりまして、その後、地域区分のゾーニングを設定するということで、この文章をそのまま読み取ると、市町村が地域区分のゾーニングを設定するというように書かれております。

確かに、市町村が関わることは必要だと思うのですが、ここの市町村に対して全面的に依存し過ぎていないかということと、もともと指摘されている地域の実施計画というのは、本文の19ページに書かれている地域連絡協議会で定める実施計画のことも指し示しているのではないかと思います。今、共有資料でお示ししていただいている1段落目の最後にある「地域における実施計画の策定を行うなど」というのは、これは地域連絡協議会の中に書かれている文言とも一致するように思いましたので、私も今すぐに修正案が思いつかないのですが、今書かれている11ページの段落の一つ前に、地域連絡協議会でもゾーニ

ングについての考え方の整理やサポートするということが書かれた上で、市町村に対して実情に合わせた対応をお願いするというほうが親切ではないかと思えます。逆に、市町村の方からすると、これを市町村がやらなければいけないのかと反応する部分があるのではないかということに危惧しました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

事務局から何かご説明をいただけることはありますか。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 自然環境課の鈴木と申します。

ただいま早稲田委員からご意見をいただきましたとおり、私どもとしましても、市町村に全面的にお願いしているということではなく、当然、地域連絡協議会の中でそういった協議も進めつつ、ゾーニングを考えていく必要があると思っております、そういう意味からも、「市町村等は」と幅広に記載させていただいているところでございます。

今後、ゾーニングの考え方につきましては、地域連絡協議会の中などで丁寧に説明しつつ、各市町村とともに、道ももちろんでございますけれども、その中で対応していきたいと考えております。

今後、パブリックコメント等で市町村にこの辺りのご意見等を再度お伺いすることとなりますので、その中で、市町村のご意見も踏まえまして、適切な表現を考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今、ご説明をいただきましたが、3の目標達成のための方策のところは、特に誰がどれをするという書きぶりはあまりない章ですね。特に、地域連絡協議会を含め、あるいは振興局がどういう役割を果たしていくべきかということは、むしろ19ページ以降の計画の実施体制のところ書かれてあると思えました。そういう意味からすると、早稲田委員のご意見に沿っているかどうか分かりませんが、例えば、11ページの「出沒時対応にあたる市町村等は」と書く必要もないのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

ほかのところも、取組を実施するとか、普及啓発を図るとか、必要な方策がたくさん書かれてありますけれども、主語をあまり明確に書かずに、方策について書く章なのかなとも思っていました。

その辺りについて、事務局から何かご説明がありましたらお願いします。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 今、部会長からもご指摘をいただきましたが、確かに、3の目標のための方策の中は、主語を明確にしていない書きぶりとなっております。ですから、今回追加したところも、もちろん市町村に限定しているわけではございませんし、そういった誤解を引き起こすことが考えられますことから、例えば、「また、出沒時の対応においては」とか、「市町村等」を削除する形に持っていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

早稲田委員、あるいはほかの委員からも、もし何かご意見がありましたらお願いしたいと思えます。

○早稲田専門委員 私も、今回の修正につきましては、今、部会長がお示しいただいた案でよろしいかと思えます。

その上で、考え方としましては、先ほどお答えいただいたように、まずは道が主体的に関わった上で市町村にお願いするというスタンスを持っていただければと思っております。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

そこは、一部、文言の修正をしていただくということでよろしいですか。

○事務局（鈴木動物管理担当課長） 今のような形で修正させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○吉中部会長 ほかの委員の方々もよろしいですか。

その他、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、今、早稲田委員からご指摘いただき、事務局からお答えいただいたとおり、わずかな修正ですけれども、少し考えていただいて、それを含めてこの素案の形が適当であり、特に附帯意見をつけず答申させていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の修正案を含め、この形で答申させていただくということで進めさせていただきたいと思えます。

ヒグマの管理検討会でもご議論をいただきました早稲田専門委員、どうもありがとうございました。

それでは、議事（3）の北海道ヒグマ管理計画（第2期）の策定についてを終わりたいと思えます。

引き続き、議事（4）の北海道エゾシカ管理計画（第6期）の策定についてですが、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（坂村課長補佐） 自然環境課の坂村です。

北海道エゾシカ管理計画（第6期）の素案の案につきまして、資料4-1と資料4-2によりご説明いたします。

今回は、前回のご審議を受けまして、各委員からご指摘ありましたこと、それから、議会からご意見をいただきましたこと、さらには農業被害の統計的なデータが更新になりましたので、その部分を修正しております。この説明をさせていただきます。

資料4-1をご覧ください。

まず、一つ目は、白木委員からご指摘を受けたところですが、列車衝突で死亡したエゾシカをオジロワシなどの希少猛禽類が食べる際に列車と接触して死亡するケースが

多く見られ、この影響について言及すべきということでご意見をいただいたところです。

これにつきましては、やはり実際に死亡するケースも多いということでございますので、本文の5ページの生物多様性への影響というところの下から5行目ですが、鉛中毒の事象がありまして、その次にその状況を加えさせていただいております。鉛中毒が依然として発生しているほか、線路内で死亡したエゾシカを採食するために飛来した希少猛禽類が列車に衝突して死亡する事故なども発生しているということで、生物多様性への影響に入れております。

それから、次のページをご覧ください。

6番目ですが、交通事故対策というところに内容を加えたいと思ひまして、変更しております。

こちらについては、鉄道軌道へのエゾシカの侵入より生じる列車運行の遅れなどの支障も、発生件数、箇所ともに増加傾向にあることや、線路内で死亡したエゾシカを採食するために飛来した希少猛禽類が列車に衝突する事故なども発生していることから、関係機関と連携し、支障発生の減少と事故発生防止に努めると変更したいと考えております。

続きまして、また1ページに戻っていただきまして、大原委員からご指摘を受けた部分でございます。

こちらは、5段階の管理措置というところで、東部地域、3番のほうにも同じく北部地域及び中部地域の4段階の管理措置の中で、あらゆる方策を導入して高い捕獲圧をかけていくということだったので、あらゆる方策というのはあまりにも漠としているということでしたので、こちらについては、前段で記載されていた各種制度の積極的な活用によりという形で、もう少し積極性も踏まえた形で変更させていただきたいと考えております。

また、一部、それに踏まえた部分での文言修正をさせていただいております。

2番については、猟期の個体数指数というのが抜けておりましたことと、大発生水準よりも上回っている場合という形、それから、なお書きの部分で、現状では緊急減少措置を講ずる状況にあるが、求められる捕獲圧を大きく下回っていることから、相当程度の捕獲圧の向上が求められるという形に直しておひまして、3番についても同様の変更をしております。

次は1枚めくっていただき、2ページになります。

こちらについては、議会議論を踏まえての修正となります。議会では、南部地域については目に見えて生息数が増えてきているということが指摘されまして、これに対応した生息数や具体的な捕獲目標の設定が早期に必要なかという意見を受けておひしました。

現段階では、推定生息数をより正確に算定するために必要な捕獲数の結果がまだ十分に得られていない状況にあるのですけれども、できるだけ早い段階で推定生息数を踏まえた実効性の高い捕獲目標を設定することが必要ということで、この内容を修正して加えております。

この中では、南部地域になりますが、計画期間中に生息数の増加に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、高密度で生息している地域での捕獲などにより、今以上の捕獲数の確保に努め、今計画の早い段階で、推定生息数を踏まえたより実効性の高い捕獲目標の設定を目指すとともに、計画期間中に管理水準の設定を検討するということになってございます。

同じく、南部地域に関する部分も含めての関係ですけれども、捕獲数の増加によって、有効利用についても言及する必要があるだろうということで、利活用率の向上には、利用の遅れている南部地域においてどのような形で進めるのかということでございましたので、こちらは少し分かるように記載する必要があるだろうというご指摘をいただきました。5番になりますけれども、利活用率には地域差が生じていることから、さらなる利活用率の向上を目指す上で、特に北部、中部、南部の地域における利活用率を向上させていく必要がある。このような地域の実情を踏まえ、利活用の遅れている地域においては、食肉処理施設の整備や担い手不足の解消に向けた取組を推進するという形で加えて文言修正をしております。

それから、次は、3ページ目になります。

早稲田委員と部会長からご指摘をいただいた部分ですけれども、市街地の出没対策についてというところで、こちらは市町村を中心に書いてあるけれども、もっと道の関与を主体的にする必要があるのではないかとのご指摘をいただきました。こちらについては、部会長から、ヒグマ管理計画においても、地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会への移行を目指すということで、道の地域における関与を強めることができるのではないかとのご指摘をいただきましたので、20ページにございます地域連絡協議会の開催及び被害防止対策チームの設置という中に、修正後にまた地域連絡協議会について、将来的にはエゾシカのみならず、ヒグマ等、地域における保護管理施策の総合的な推進を行う野生鳥獣対策連絡協議会（仮称）への移行を目指すこととし、その検討のためにも、関係部局との連携、情報交換に取り組むと加えてございます。

それから、統計数値等の更新ということで書いてございますが、先ほどもヒグマの関係でもございました農業被害額が40億円前後ということと、昨年度の被害額が41億円、それから、ばれいしょ、デントコーンというのは、順位が逆転したので、ひっくり返しております。それ以外にも、東部地域、北部地域、南部地域での具体的な被害額についての変更を記載してございます。

以上が修正点となります。

この内容で修正案としておりますので、ご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

今、ご説明いただきましたエゾシカ管理計画（第6期）の素案について、前回からの修正点を中心にご説明いただきました。

何かご質問やお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

○猿子専門委員 農業被害ということが結構書いてあるのですけれども、エゾシカと車が衝突して車が破損して、鹿と衝突したら保険が出ないと言われたことがあるのですが、その辺で、鹿を何とかしろという苦情が道にたくさん寄せられる地域とか、そういうことは結構あるのですか。

○事務局（坂村課長補佐） 交通事故の関係ですけれども、ご指摘のとおり、自損の形での処理になるということで、車両保険に入っていない場合には保険金が下りないので、自分で直さなければならないということがあります。

ただ、これに関しては、鹿を発見するのが遅かったり、注意力の部分、場合によってはスピードを出し過ぎていたかもしれないというところもあって、そこまで言及してこられるような方は、ほとんど聞いたことがないです。

○猿子専門委員 結局、北海道は、鹿が一番多いので、一番ぶつかるのです。うちの子も、夜に高速道路を走っていたら、真っ暗なところで、黒い石みたいなものが落ちていていると思って避けたら、鹿が黙って立っていたようで、走っていたら全然分からなかったと言っていました。また、糠平のほうに友達の家で行ったときに、20分ぐらいにわたって、鹿があそこの道を横切るのです。その間、車はずっと待っていなければならないのです。ああいうことがあると、経済的にかなりの損失のような気もするのです。

例えば、鹿とぶつかった場合は保険が出るみたいなことを道から国に働きかけるとか、そういうことはないですか。

北海道だけが一番損しているような気もしなくもないのです。

○事務局（坂村課長補佐） 今のご指摘ですけれども、車のことに関しては、道路交通法などがあるので、そこを超えてというのはなかなか難しいところではあるのですけれども、交通事故を減らすためには、鹿は橋の下をくぐらせたり、トンネルの上側を通るようにしたり、道路管理者のほうでフェンスをつけて物理的に避けるとか、我々としては、運転者のほうに注意をしてもらうということに全力を向けてやっていきたいと考えております。

さらに、国道管理者や道路管理者に言いまして、電光掲示板でも注意を促すということも我々として行っておりますので、付け加えさせていただきます。

○猿子専門委員 そうなのですね。その辺がよく分からなかったのです。ありがとうございました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

重要なご指摘だと思いますけれども、管理計画の16ページと17ページにまたがるところに、交通事故対策ということで、今ご説明いただいたような内容が具体的に書かれていますので、もう一度見ていただいて、さらに書き加えるべきことがあればと思いますが、ここには今ご説明いただいた以上に細かく書かれている気もしております。いかがでしょうか。

○猿子専門委員 分かりました。

ただ、道東を走るときはちょっと怖いですね。札幌から急いで行って、急いで帰って来

るといふことがあると、斜面の芝を食べに鹿が何十頭、何百頭と下りてくるので、それがわっと移動してくると、恐ろしいです。

○吉中部会長 なお一層の普及啓発が必要だということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○森本専門委員 ご質問というか、後学のために教えていただきたいと思います。

先ほどから地域連絡協議会というワードが出てきているのですが、この具体的なイメージについて。ヒグマのところでは、市町村、猟友会、警察、地域関係機関の連携と書いてあるので、このぐらいが想定されているところかと思ひます。将来的には、ヒグマ、エゾシカなどの動物ごとではなくて、いろいろな野生動物を一手に扱えるような協議会を目指しておられるようです。

具体的にどのような体制になりそうなのか、いろいろな野生動物を一手に扱うことの意義がよく分からなかったもので、具体的に北海道がコーディネーター役として設定されようとしている地域連絡協議会のイメージをもう少し教えていただけたらと思ひました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

では、事務局からお願いいたします。

○事務局（坂村課長補佐） ご指摘のありました部分についてですけれども、エゾシカのみならずヒグマ等ということで、各市町村では、最近で言うところアライグマ、それから、これまでもずっとあったキツネの被害、またカラスの被害も多いのですけれども、そういった情報交換の場がなかなかないため、それぞれ単独でやっていて、場合によっては省かれたりすることもあると、深まっていかなかった部分があります。

先ほどもヒグマの中でありましたけれども、エゾシカを捕まえるために仕掛けたわなに熊がかかっただけのことや、熊と鹿は同じような地域に生息している状況もあるので、有害鳥獣駆除に入ったときに、たまたま鹿を撃ちに行っただけが熊に出会ってしまったということもござひます。

したがって、一つの鳥獣の種類に特化したものではなくて、デントコーン畑などに行くと、キツネから狸から鹿から熊から全部の足跡があるような状況ですので、それらをどうやって防ぐか、同じ柵でも熊は乗り越えてしまうものであったり、背の低いものには効くけれども、ほかの者には効かないということで、では、どういう対策を取ればいいのかということもいろいろ考えていく必要が出てくると思ひます。

北海道としても、コーディネートができればということも踏まえて、今後、総合的な部分も担えるような形をつくっていただければよいかなということも記載させていただいております。

○吉中部会長 今、ご説明があり、同じような文言でヒグマとエゾシカの部分が書かれておりますけれども、森本委員、いかがでしょうか。

○森本専門委員 ありがとうございます。

今のお話を聞いて、アライグマ、キツネ、カラスまで考えられているということがちょ

っと意外でした。

多分、これから具体化されていくと思うのですけれども、地域関係機関というところに何が入ってくるのか。例えば、研究機関とか、ボランティア的な、その地域の野生動物に詳しい方々が入ってくるのか、もう少し地域関係機関のところのイメージが湧くような記述になるといいと思いました。多分、これからもう少し具体的に検討されていくのだと思いますが。

ただ、ヒグマと鹿を一緒に扱うのは何となくイメージがついたのですけれども、アライグマやキツネやカラスはまたちょっと別な対策になってくると思いました。感想です。

○吉中部会長 私の理解では、まずはヒグマ、エゾシカを進めていき、将来的にほかの野生動物が大きな課題になってきたときに、それを含めてやったほうがいいということであれば含めていくということかと思いました。

一方で、研究機関の役割みたいなものは、言われてみるとあまり書かれていないので、地域連絡協議会がいいのか、どこがいいのかは分かりませんが、研究者、研究機関、あるいは保護団体みたいなところもぜひ参画していただいて、進めていければいいと思いました。大学もぜひ協力させていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

○早稲田専門委員 私も同じ部分についてご意見を述べたかったのですが、今回、エゾシカのほうでこうした記述をしていただいたのは一つ大きな前進だと思っております。

一方で、ヒグマについては、前の計画にもこれと同じような記述があったのですが、結果的には前進していなかったという経過があります。

そのことを踏まえると、今回、エゾシカのほうにも書かれたということは、野生鳥獣対策連絡協議会という合わせた形に持っていくことが非常に大事だと思いますので、その部分を例えば今回の附帯決議等で少し強調していただくことが必要かと思えます。

先ほどの森本委員からのお話にお答えする意味では、実は、市町村の担当者にとっては、鹿も熊もアライグマも皆さん大体同じところが一手に扱っている中で、道だけがエゾシカとかの計画が分かれて、担当が分かれることで、例えば、研修会が別々に行われるというような実情もありますので、やはりこの部分は、総合的に鳥獣に取り組んでいき、その中でまた地域にももう少し個別にいろいろな対策等を提示していくというように、道としてのコーディネートの役割がすごく大事になってくると思いますので、その点でも、この部分をぜひ次のステップに進めていけるような後押しを今回できればなと思っております。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

早稲田委員からは、今回の答申に当たって、その部分を強調する形にしたほうがいいのではないかとということで、附帯意見も含めて考えたらどうかというご提案がありました。

そのほか、今の件に関して、あるいは、それ以外についてでも構いませんが、何かございますか。

○坂東専門委員 どこかに書いてあるのを読み落としているのかもしれないですけども、エゾシカの管理計画についてです。第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の素案の最初に、被害額は41億円まで減少し、生息数も減少に転じるなど一定の成果が見られたとあるのです。そして、エゾシカの管理計画を見ていて、減少傾向になって、一定の成果が見られたというような表記はどこかにあるのですか。全体としては、もっと捕らなければまずいぞという論調かと思うのです。

○事務局（坂村課長補佐） まず、数値的な部分は、参考資料の27ページになります。

これを見ていただきますと、東部地域、次のページに西部地域、南部地域という形になっています。東部地域と西部地域については、平成23年をピークに減少しつつあります。これは生息指数なので、実際の数値とは違うのですけれども、こういった中で数値を出しております。

生息数に関しては、推定生息数ということで、現在は67万頭というのを出しているのですけれども、これは、後年、ベイズ法というやり方で数値が若干変わってくるところもございますので、こちらは数字として計画には載せておりません。

○坂東専門委員 東部地域のほうは、ある程度の減少傾向という結果が出たということですけども、西部地域や南部地域で言うとうどうなのですか。全体として減少に転じるなどと言っていいような状況なのですか。

○事務局（坂村課長補佐） 直近でいくと、一昨年度が67万頭、今年度も67万頭ということで、東部地域と西部地域の生息数は変わらない状況にあります。

○坂東専門委員 事業計画の素案の36ページです。その整合性が取れているのであれば、問題ないと思います。

○事務局（坂村課長補佐） 鳥獣保護管理事業計画のほうの記述ですね。私は勘違いしていました。

○坂東専門委員 今、出ているところで一定の成果が見られたと言い切っているのですけれども、果たして言い切れるのかなと思っていました。エゾシカの計画だけを読んでいっても、言い切ってよいのだろうかと思ったのです。

○事務局（坂村課長補佐） こちらは、私も見落としていました。

エゾシカ管理計画の5ページの農林業被害の状況の中で、「これ以降、農業被害額は減少傾向にあったが、第5期計画期間中は減少が鈍化し、令和2年度の被害も41億円と高水準にある」という言い方をこちらではしておりますので、事業計画を合わせさせていただきたいと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今のご指摘は、鳥獣保護管理事業計画でのエゾシカの書きぶり、具体的には鳥獣保護管理事業計画の36ページでしょうか。それと、今ご議論いただいているエゾシカとの書きぶり、数字も含め、微妙な違いもあつたりするのですけれども、その整合を図るということで微修正していただく方向で進めたいと思います。

坂東委員、どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 そうしますと、先ほど早稲田委員からご指摘をいただいた、今回の答申に当たって何か意見を付けたほうがいいのではないかと。その中身としては、地域中心での連携体制のさらなる強化を図るといような大きな流れかと思うのですが、具体的な文言等、何かご提案がありましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○早稲田専門委員 基本的には、修正案に書かれている野生鳥獣対策連絡協議会への移行を目指し、検討するということをしつかり進めていくという内容でよろしいのではないかと考えております。

○吉中部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょう。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、少しお時間を頂戴して、事務局と私で文言を整理させていただきたいと思いますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 ありがとうございます。

では、その部分を含めまして、附帯意見を少し工夫して、答申をさせていただくという形にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、坂東専門委員からご指摘のあった点も含め、今までの議事の中で微修正をお願いしたところがございますので、そこも、今、ちょっとお時間を頂戴して確認をさせていただいて、この後、答申という形で進めたいと思います。

それでは、エゾシカまでの議事が終わりましたので、少しお時間を頂戴して、答申案を調整させていただいて、その後、また委員の方にご意見をいただく形にしたいと思います。

ここで、20分ほど休憩をさせていただきたいと思います。

[休 憩]

○吉中部会長 それでは、再開したいと思います。

熱心にご議論いただきまして、本当にどうもありがとうございます。

まず、先ほど坂東委員からご指摘があった事項について、具体的にはエゾシカ管理計画と鳥獣保護管理事業計画の記述の整合性を取ることと、もう1点は、ヒグマの管理計画のところ、一部、文言の微修正ということになっておりました。それを含めて、まず事務局から、今回お示した修正案からどこを微修正するのかについてご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局(武田課長補佐) まず、坂東委員からご指摘のありました鳥獣保護管理事業計

画とエゾシカ管理計画の被害額の記述の仕方の違いですけれども、鳥獣保護管理事業計画のほうをエゾシカのほうの記述に合わせたいと思います。

具体的には、鳥獣保護管理事業計画の36ページの第9の1の(1)のアです。アの3行目の「41億円まで減少し、」のところですが、「41億円まで減少したが、」とし、次の行の「しかし」まで取ってしまいます。「41億円まで減少したが、依然として生息数、農林業被害額等は高水準で推移している」、このような修正をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今、ご説明があったとおり、エゾシカ管理計画の5ページの記述を基準として、鳥獣保護管理事業計画の36ページの下から8行目以降を修正します。もう一度繰り返しますと、「令和2年度には約41億円まで減少したが、依然として生息数、農林業被害等は高水準で推移していることから」という修文をするということでございます。そして、エゾシカの管理計画については修正する必要がないという提案です。

非常にクリアになったと思いますが、いかがでしょうか。

○坂東専門委員 よいと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

そこは、そういう形で微修正をしていただくことにしたいと思います。

もう1点、ヒグマの管理計画でもご説明をいただいたところですがけれども、確認のために、もう一度、微修正の箇所をご説明いただけますでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） ヒグマ管理計画の11ページをご覧ください。

11ページの3の(1)の「また」以下の段落です。「また、出沒対応時にあたる市町村等」を「おいて」に置き直します。読みますと、「また、出沒時対応においては、緊急時はもちろん、平時の判断を迅速かつ」、このような修正をしたいと思います。

○吉中部会長 ご説明、どうもありがとうございます。

ヒグマ管理計画の11ページです。市町村等に任せるのではないということがご指摘いただいた点だと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、これもこういう形で微修正をしていただくことにしたいと思います。

以上を整理させていただきますと、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について諮問をいただいた件については、今ご説明いただいた微修正を入れて適当と認める旨を答申させていただきたいということです。それから、アザラシ管理計画（第3期）については、今回お示しいただいた素案修正案を適当と認める旨、答申するという事です。それから、ヒグマ管理計画（第2期）につきましては、今お認めいただいた微修正を含めて、素案という形でそのまま答申させていただくということです。

そこまではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 エゾシカ管理計画(第6期)の策定について、関係機関の連携、対策の強化、特に地域連絡協議会での対策強化を附帯意見としてつけるべきではないだろうかというご提案でした。

事務局と調整した結果、こんな附帯意見でいかがかという案を読み上げたいと思います。

野生鳥獣対策の推進に当たっては、地域における連携が重要であることから、地域での連絡協議会において、国、市町村、各種研究機関、大学など、関係機関が連携し、対策を強化すること。

このような意見をつけるという提案でございますが、ご意見をいただきたいと思います。

森本委員、早稲田委員等からご提案いただいた内容を盛り込んだつもりですけれども、こんな意見をつけさせていただくという形でいかがでしょうか。

もう一度、読ませていただきます。

野生鳥獣対策の推進に当たっては、地域における連携が重要であることから、地域での連絡協議会において、国、市町村、各種研究機関、大学など、関係機関が連携し、対策を強化すること。

よろしいでしょうか。

○森本専門委員 大丈夫だと思います。ありがとうございます。

○吉中部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方もご異論はないでしょうか。

○早稲田専門委員 私も今の内容でオーケーです。

○吉中部会長 それでは、そういう形で意見をつけて答申させていただくことにしたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、諮問いただいた4件について答申させていただく準備が出来上がったものと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、このまま引き続き答申をさせていただきたいと思います。

順番に行きたいと思います。

環境審第16号。

令和3年(2021年)11月18日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について(答申)。

令和3年7月27日付け自然第794号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、素案(修正案)を適当と認める旨決議したので、答申します。

続きまして、環境審第17号。

令和3年(2021年)11月18日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

北海道アザラシ管理計画(第3期)の策定について(答申)。

令和3年7月27日付け自然第795号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、素案(修正案)を適当と認める旨決議したので答申します。

続いて、環境審第18号。

令和3年(2021年)11月18日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

北海道ヒグマ管理計画(第2期)の策定について(答申)。

令和3年7月27日付け自然第796号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、素案(修正案)を適当と認める旨決議したので、答申します。

環境審第19号。

令和3年(2021年)11月18日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

北海道エゾシカ管理計画(第6期)の策定について(答申)。

令和3年7月27日付け自然第797号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり意見を付して素案(修正案)を適当と認める旨決議したので、答申します。

記。

野生鳥獣対策の推進にあたっては、地域における連携が重要であることから、地域での連絡協議会において、国、市町村、各種研究機関、大学など関係機関が連携し、対策を強化すること。

以上でございます。

以上の4件をまとめて答申させていただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

[答申書の手交]

○事務局(高橋自然環境担当局長) ただいま答申をいただきました。

吉中部会長様、委員の皆様におかれましては、諮問から本日の答申までの間、長い期間にわたりまして、誠にありがとうございました。

いただきました答申、本日の附帯意見を踏まえまして、各計画の年度内の策定に向けまして、全力で取り組んでいきたいと考えてございます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

皆様のご協力のおかげで、無事に答申させていただくことができました。感謝を申し上げます。

4. その他

○吉中部会長 続きまして、その他、事務局から何かご報告事項等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本主幹） 企画調整係の橋本でございます。

私のほうからは、生物多様性保全計画の見直しにつきまして、本年3月の当部会におきましてご説明をさせていただいたところでございますが、国内外の情勢変化により、スケジュールの見直しを行いましたので、改めてご説明させていただきます。

資料は特に用意してございませんが、画面をご覧ください。

背景といたしましては、平成22年、生物多様性保全計画を生物多様性基本法の地域戦略として策定いたしまして、平成27年に一部変更を行いました。計画期間をおおむね10年とされていますことから、国際的な動きや、国の生物多様性国家戦略の改定に向けた動きなどを見ながら、今年度から現計画を見直すという趣旨でご説明を差し上げていたところでございます。

それにつきまして、ご存じのとおり、愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組の採択につきましては、来年の4月から5月にかけて、今年10月に第1部が開かれた国連生物多様性条約のCOP15の第2部に延期されまして、それを受けまして、国の次期国家戦略につきましても、今年度末に策定予定ということでしたが、来年の秋頃の策定へと変更になったところでございます。

それに伴いまして、道の計画につきましても併せて後ろ倒しということになっております。具体的には、画面をご覧くださいとおおり、見直しに係る審議会の諮問につきましては、来年度の第1回目の親会で行いまして、その後、当部会において、5回程度の審議をいただき、再来年度、令和5年になりますけれども、その夏頃の親会で答申をいただきたいと考えているところでございます。その後、パブリックコメントを経まして、令和5年度末の策定を目指すこととしております。

ですから、中心になります議論は令和4年度となりますけれども、諮問後における審議につきまして、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

北海道の生物多様性保全計画の見直しスケジュールについてご説明いただきました。

何かご質問等はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 今ご説明があったとおり、北海道環境審議会、親会のほうに諮問いただい

た後、自然環境部会で集中的に審議をするという予定になっております。どうぞよろしく
お願いいたします。

ほかに何かお持ちでしょうか。あるいは、委員の方々から、何か言い忘れたことや、全
体を通して質問等がありましたら承りたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、これもちまして、今回の議事を終了させていただきたいと思
います。

皆様、熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで進行を事務局にお返ししたいと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局（高橋課長補佐） 吉中部会長、議事進行、大変ありがとうございました。

また、各委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、大変ありがと
うございました。

今後の部会開催予定ですけれども、今年度については現時点で予定はございません。今
後、動きがあれば改めてご連絡させていただきたいと考えてございます。

5. 閉 会

○事務局（高橋課長補佐） これもちまして、第3回北海道環境審議会自然環境部会を
終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上